

生衛 やまがた

第217号

編集・発行 公益財団法人 山形県生活衛生営業指導センター

〒990-0033 山形市諏訪町2丁目1番60号

☎(023)623-4323

<http://www.seiei.or.jp/yamagata/>

令和2年度 第1回評議員会

(公財)山形県生活衛生営業指導センター令和2年度第1回評議員会は新型コロナウイルスの拡大防止の観点から招集を見送り、書面議決での実施としました。

議事については第1号議案令和元年度決算書の承認、第2号議案令和2年度基本財産の担保提供(案)の承認、第3号議案任期満了に伴う役員及び評議員選任(案)の承認について、及び報告事項の令和2年度事業計画の変更について、令和2年度収支補正予算書等となっており、全て承認されました。

第3号議案の理事、評議員の選任に関しましては下記のとおりとなります。

◆理事◆	鈴木 由 光 (クリーニング) → 工 藤 吉 雄 (クリーニング)
	新 関 芳 則 (料理飲食業) → 揚 妻 礼 悦 (料理飲食業)
◆評議員◆	佐 藤 廣 治 (クリーニング) → 鈴木 由 光 (クリーニング)
	揚 妻 礼 悦 (料理飲食業) → 鹿 野 高 志 (料理飲食業)
	延 本 栄 澤 (喫茶飲食) → 川 合 朋 幸 (喫茶飲食)

令和2年度(公財)山形県生活衛生営業指導センター役員紹介

(公財)山形県生活衛生営業指導センター役員名簿

令和2年7月現在

所属生活衛生同業組合	理 事	評 議 員	監 事
山形県理容生活衛生同業組合	富 樫 憲 雄	伊 藤 和 幸	池 田 均
山形県美容業生活衛生同業組合	○小 山 幸 子	桑 原 通 夫	
山形県クリーニング業生活衛生同業組合	工 藤 吉 雄	鈴木 由 光	
山形県興行生活衛生同業組合	吉 村 和 文	藤 木 英 司	
山形県麺類飲食生活衛生同業組合	◎矢 萩 長 兵衛	寺 崎 利 彦	
山形県旅館・ホテル生活衛生同業組合	佐 藤 信 幸	須 藤 信 晴	
山形県食肉生活衛生同業組合	吉 田 昌 弘	工 藤 一 美	中 嶋 武 司
山形県料理飲食業生活衛生同業組合	揚 妻 礼 悦	鹿 野 高 志	
山形県鮎商生活衛生同業組合	飯 沢 徹	吉 田 秀 行	
山形県喫茶飲食生活衛生同業組合	佐 藤 文 昭	川 合 朋 幸	
山形県社交飲食業生活衛生同業組合	○丹 野 健 一	佐 竹 美 津 男	
(株)日本政策金融公庫国民生活事業統轄	早 川 博 泰		
(公財)山形県生活衛生営業指導センター	□阿 部 勝 行		
(公財)山形県生活衛生営業指導センター	◇太 田 泉		

注：◎理事長 ○副理事長 □専務理事 ◇常務理事

◇経営の相談は指導センターへ◇

組 合 員 の 皆 様 へ

生活衛生同業組合加入の呼びかけをお願いします！

組織の強化拡大と業界発展のため、組合加入の呼びかけをお願い致します。

生活衛生同業組合は「生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（生衛法）」に基づく営業者の自主的な活動団体で、次のような活動を実施しています。

- ◆組合員に対する衛生施設の維持や改善、経営の健全化に対する指導
- ◆営業施設の整備改善や、経営の健全化のための資金斡旋
- ◆組合員の営業に関する技能の改善向上のための事業
- ◆組合員の福利厚生に関する事業
- ◆組合員の共済に関する事業



組合加入のメリット

- ★日本政策金融公庫の「生活衛生融資」が有利な条件
 - ・融資限度額が大きい ・金利が低い
 - ・無担保、無保証人の「生活衛生改善資金貸付の融資制度」がある
- ★カラオケなどの音楽著作権使用料の割引がうけられる（一部組合）
- ★融資、経営、衛生、法律各種手続き、技術、苦情等に関して無料で相談指導がうけられます
- ★各種保険、共済制度に加入できます
- ★各種の表彰制度（知事、大臣等）がうけられ、社会的な信用もアップ

※各同業組合の事業等については直接組合事務局にお尋ねください。



生衛法とは…衛生施設の改善向上と経営の健全化等を通じて、衛生水準の維持向上を図り、国民生活の安定に寄与することを目的とした法律です。

営業者は、同じ業種に該当する組合へ自由に加入することができます！

組合名	所在地	TEL
山形県理容生活衛生同業組合	〒990-0834 山形市清住町3-2-65	023-645-3525
山形県美容業生活衛生同業組合	〒990-0053 山形市薬師町1-4-25	023-641-5222
山形県クリーニング業生活衛生同業組合	〒990-2412 山形市松山3-14-69エフエム山形3階	023-641-5128
山形県興行生活衛生同業組合	〒990-0885 山形市嶋北1-2-2	023-682-7224
山形県旅館ホテル生活衛生同業組合	〒990-8570 山形市松波3-2-12	023-622-4891
山形県麺類飲食生活衛生同業組合	〒990-2412 山形市松山3-14-69エフエム山形3階	023-632-5246
山形県食肉生活衛生同業組合	〒990-2447 山形市元木3-1-22	023-622-4355
山形県料理飲食業生活衛生同業組合	〒990-0042 山形市七日町4-6-16	※詳しくは指導センターまで
山形県鮎商生活衛生同業組合	〒990-2412 山形市松山3-14-69エフエム山形3階	023-622-2918
山形県喫茶飲食生活衛生同業組合	〒990-2412 山形市松山3-14-69エフエム山形3階	023-624-2018
山形県社交飲食業生活衛生同業組合	〒990-2412 山形市松山3-14-69エフエム山形3階	023-631-8364

◇クリーニングはSマークのお店で◇

経営特別相談員研修会のお知らせ

今年度も特相員研修会を開催します。日程と内容については下記のとおりです。皆さまのご参加お待ちしております。

【村山会場】

令和2年7月27日(月)

場 所：山形国際交流プラザ
(ビッグウイング) 4階401号室

【庄内会場】

令和2年7月31日(金)

場 所：なの花ホール 視聴覚室

【内 容】

研 修 科 目	時 間	予 定 講 師
衛経の有効活用と限度額留意事項及び「 <u>新型コロナウィルス対策衛経</u> 」について	13:30～14:30	日本政策金融公庫山形支店 融資課長 千村 明弘(村山会場) 日本政策金融公庫山形支店 融資課長 石井 高明(庄内会場)
生衛業収益力向上について	14:30～15:30	税理士・社会保険労務士 都筑 正之
最低賃金制度の知識向上と助成金の活用	15:30～16:30	税理士・社会保険労務士 都筑 正之
生産性向上ガイドライン・マニュアルの活用	16:30～17:00	山形県生活衛生営業指導センター 経営指導員 太田 泉

※講師の都合により、研修科目の順序を変更する場合がありますのでご了承ください。



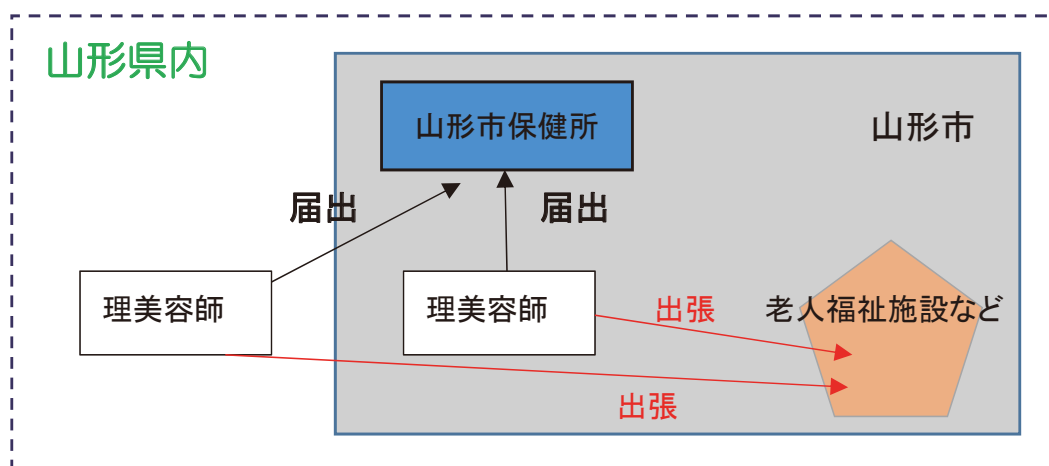
研修会終了後、
修了証書を交付
します

山形市保健所からのお知らせ

山形市内で出張理容・美容を行っている方へ

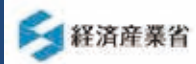
現在、山形市内へ出張して理容業務・美容業務を行っている理容師・美容師の方は、**改めて**山形市でのお届けをお願いしています。

理美容所の所在地や理美容師のお住いの住所地に関わらず、**山形市内へ出張して営業する場合は手続きが必要です。**



※平成31年4月から山形市が中核市となり、山形市保健所が新たに開設されました。山形市内での営業に関する手続きについては、これまで山形県の保健所で行っていましたが、平成31年4月以降は山形市保健所で手続きをお願いします。

山形市健康医療部(山形市保健所)
生活衛生課 営業衛生係
山形市城南町1-1-1 霞城セントラル4階
TEL: 023 (616) 7281
FAX: 023 (616) 7282



持続化給付金

に関するお知らせ

持続化給付金とは？

感染症拡大により、特に大きな影響を受ける事業者に対して、事業の継続を下支えし、再起の糧としていただくため、

事業全般に広く使える給付金を支給します。

給付額

中小法人等は**200万円**、個人事業者等は**100万円**

※ただし、昨年1年間の売上からの減少分を上限とします。

■売上減少分の計算方法

前年の総売上(事業収入) - (前年同月比▲50%月の売上 × 12ヶ月)

給付対象の主な要件 ※商工業に限らず、以下を満たす幅広い業種が対象です。

1. 新型コロナウイルス感染症の影響により、
ひと月の売上が**前年同月比で50%以上減少**している事業者。
2. 2019年以前から事業による事業収入(売上)を得ており、今後も事業を継続する意思がある事業者。
3. 法人の場合は、
 - ①資本金の額又は出資の総額が10億円未満、又は、
 - ②上記の定めがない場合、常時使用する従業員の数が2000人以下である事業者。

※2019年に創業した方や売上が一定期間に偏在している方などには特例があります。

※一度給付を受けた方は、再度給付申請することができません。

※詳細は、申請要領等をご確認下さい。

相談ダイヤル

※申請支援窓口の設置場所等については、
詳細が決まり次第公表します。

持続化給付金事業 コールセンター 0120-115-570

[IP電話専用回線] 03-6831-0613

受付時間 8:30~19:00 5月・6月(毎日) 7月から12月(土曜日を除く日から金曜日)



「持続化給付金」を装った詐欺にご注意下さい

持続化給付金の申請方法

持続化給付金の申請手順

1

持続化給付金ホームページへアクセス！

持続化給付金

検索

持続化給付金の申請用HP (<https://jizokuka-kyufu.jp>)スマホでも
できる！

2

申請ボタンを押して、メールアドレスなどを入力 [仮登録]

3

入力したメールアドレスに、メールが届いていることを確認して、
[本登録]へ

4

ID・パスワードを入力すると[マイページ]が作成されます

● 基本情報 ● 売上額 ● 口座情報 ● を入力

法人・個人の基本
事項と、ご連絡先入力すると、
申請金額を
自動計算！【通帳の写し】を
アップロード！

5

必要書類を添付

- 2019年の確定申告書類の控え
- 売上減少となった月の売上台帳の写し
- 身分証明書の写し(個人事業者の場合)

※スマホなどの写真画像でもOK(できるだけきれいに撮ってください！)

申請

持続化給付金事務局で、申請内容を確認

※申請に不備があった場合は、メールとマイページへの通知で連絡が入ります。

通常2週間程度で、給付通知書を発送／ご登録の口座に入金

新型コロナウイルス感染症に伴う生活衛生改善貸付の拡充 生活衛生改善貸付(衛経)

ご利用 いただける方	生活衛生同業組合の経営特別相談員または生活衛生営業指導センターの経営指導員が行う経営指導を受けており、お使いみちに係る業種と同じ生活衛生同業組合の長(組合が設立されていない業種にあつては、生活衛生営業指導センターの長)の推薦を受けた方 推薦を受けるには、次の条件をすべて満たしている必要があります 1 営業許可等を受けている生活衛生関係業者であること 2 常時使用する従業員が5人(旅館業および興行場営業は20人)以下の会社または個人であること 3 原則として6ヵ月以上、生活衛生同業組合等の経営指導を受けていること 4 最近1年以上、同一地区で同一事業を営んでいること 5 所得税、法人税、事業税および都道府県民税や市町村民税(均等割を含みます)を原則として完納していること
ご融資額	2,000万円以内
ご返済期間	設備資金 10年以内(うち据置期間2年以内) 運転資金 7年以内(うち据置期間1年以内)
利率(年)	特別利率F
担保・保証人	無担保・無保証人

新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、生活衛生改善貸付を次のとおり拡充しています。

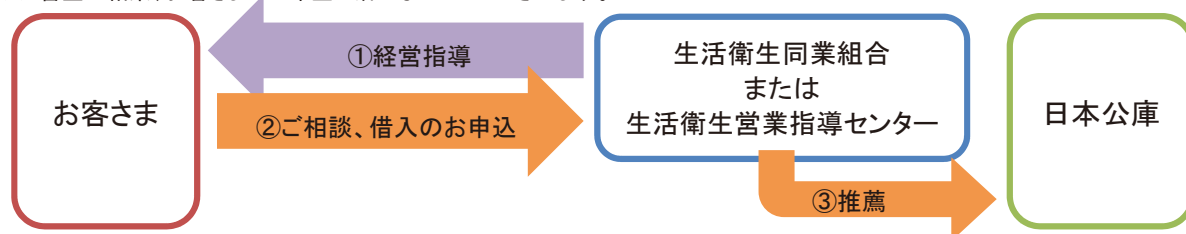
ご利用 いただける方	新型コロナウイルス感染症の影響により、最近1ヵ月の売上が前年または前々年同期と比較して5%以上減少している方
ご融資額	別枠 1,000万円以内(注1)
ご返済期間	設備資金 10年以内(うち据置期間4年以内(別枠の1,000万円以内)) 運転資金 7年以内(うち据置期間3年以内(別枠の1,000万円以内))
利率(年)	【当初3年間】特別利率F-0.9%(別枠の1,000万円以内)(注2)(注3) 【4年目以降】特別利率F

(注1)ご融資の限度額は、新型コロナウイルス感染症に伴う小規模事業者経営改善資金(マル経融資)の拡充部分との合計で1,000万円となります。

(注2)「特別利率F-0.9%」の適用限度額は、新型コロナウイルス感染症特別貸付における「基準利率-0.9%」の適用限度額に含まれます。

(注3)一部の対象者については、特別利率F-0.9%の部分に対して別途決定される実施機関から利子補給され、当初3年間で実質無利子となります。

※ 審査の結果、お客さまのご希望に沿えない場合がございます。



くわしくは、当社ホームページ <https://www.jfc.go.jp/> をご覧いただくか、生活衛生同業組合、生活衛生営業指導センターまたは最寄りの支店の窓口までお問い合わせください。